

広島県告示第四百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
せとうち訪問看護ステーション	三原市深町九八四番地一	令和八年四月一日
つきおきクリニック	尾道市高須町東新涯四八〇八番五	令和八年四月一日
訪問看護ステーション つばさ	府中市栗柄町四〇九番地四 マロンリッジ一〇五号	令和八年二月一日
皮フと漢方のよしや クリニック	廿日市市宮内一〇七一番地八	令和八年四月一日
安芸タカズミ薬局	安芸郡府中町茂陰一丁目一番二一 フェニックスス二一 一〇一号	令和八年四月一日